

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月4日

【会社名】 サイボー株式会社

【英訳名】 Saibo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯塚 榮 一

【本店の所在の場所】 埼玉県川口市前川1丁目1番70号

【電話番号】 048-267-5151(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部財務部長 白田 浩 二

【最寄りの連絡場所】 (東京支店)東京都中央区日本橋人形町1丁目2番6号

【電話番号】 03-3667-5771(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店総務課課長 楠木 直 樹

【縦覧に供する場所】 サイボー株式会社東京支店
(東京都中央区日本橋人形町1丁目2番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の有する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じ、これにより当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1.取立不能又は取立遅延債権のおそれ

(1) 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

当該取引先については、法的整理や手形の不渡り等の事実は発生していないため、当該取引先の事業継続への影響等を考慮し、名称等概要の公表は差し控させていただきます。

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は、当該取引先に対し商品の販売を行っておりますが、取り巻く事業環境の変化に対し当該取引先の経営状況が急速に悪化し、売掛金の回収遅延が継続しており、2025年3月期第3四半期連結決算において、回収の金額及び時期に不確実性が存在し取立不能又は取立遅延のおそれがあると判断いたしました。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

売掛金 632百万円

(4) 当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

上記債権額に対し全額を2025年3月期第3四半期において、販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額として計上（既計上額218百万円を除く）いたします。

2.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生年月日

2025年2月6日（取締役会にて決議予定）

(2) 当該事業の内容

当社は、本件取立不能又は取立遅延債権のおそれに記載したとおり、当該取引先の売掛金に対し、貸倒引当金繰入額を計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2025年3月期第3四半期連結決算において、販売管理費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額として414百万円を計上いたします。